

管理有料高速道路名 関門トンネル

1 路線名並びに維持及び修繕を行う区間

- イ 路線名 一般国道2号
- ロ 維持及び修繕を行う区間 下関市椋野から
北九州市門司区東門司まで

ハ 道路の概要

- (1) 延長 3.9キロメートル(うちトンネル部分3.5キロメートル)
- (2) 車道巾員及び車線数 7.5メートル 2車線
- (3) 歩行者、自転車道の巾員 3.85メートル
- (4) 設計速度 70キロメートル/時
- (5) 建設費 5,198百万円

2 維持及び修繕に関する工事の方法

(1) 維持及び修繕に関する工事を要する施設

① 道路施設

- イ 延長 3.9キロメートル(うちトンネル部分3.5キロメートル)
- ロ 構造基準

設計速度	車道の巾員	車線数	歩行者、自転車道の巾員
70キロメートル/時	7.5メートル	2車線	3.85メートル

② 管理施設

施設名	数量	備考
イ 換気施設	1式	送排風機24台、ダンパー56台 換気塔4ヶ所、集塵・消音設備4ヶ所 人道換気2ヶ所
ロ 防災施設		
火災感知器	140個	25m間隔
手動通報器	70個	下り50m間隔
消火栓	70個	下り50m間隔
水噴霧設備	1式	スプレーヘッド5m間隔 694組
その他	1式	消火器140本、消火ポンプ2ヶ所 貯水槽4ヶ所、屋外給水栓2ヶ所
ハ 電気設備		
受配電設備	2ヶ所	門司側受電(505kw)、下関側受電(500kw)
自家発電設備	1組	2,000KVA 1台
照明設備	1,242灯	ナトリウム灯88灯、蛍光灯1,154灯
遠方監視制御設備	1式	被制御所数7ヶ所
情報板設備	1式	坑口各1面、トンネル内8面

ニ 通信施設		
移動無線設備	1 式	
I T V 設備	1 式	4 4 台
非常電話	2 4 台	1 8 0 m 間隔 × 2 0 台 坑口 × 2 台、避難坑入口 × 2 台
ラジオ再放送設備	1 式	
拡声放送設備	1 式	スピーカー 7 台
自動交換機	1 式	
ホ 計量計測設備		
V I 計	8 組	
C O 計	8 組	
風向風速計	8 台	
そ の 他	1 式	交通量計測設備 1 組、車高計 2 組 車重計 2 台、軸重計 4 台
へ 排水施設	1 7 台	3 ポンプ室各 3 台、他 4 ヶ所各 2 台
ト エレベーター施設	7 台	人道用 4 台、保守用 3 台
チ クレーン施設	1 0 台	棕野立坑 6 台、門司立坑 2 台、 古城立坑 1 台、ファン点検所 1 台

(2) 維持及び修繕に関する工事の方法

① 道路施設

路面清掃、路面標示、路側の維持及び舗装補修等の修繕を行う。

② 管理施設

イ 換気施設

送排風機等の維持及び定期整備等を行う。また、送排風機及び集塵機の更新を行う。

ロ 防災施設

火災感知器、消火栓等の維持及び定期点検の実施による保守整備を行う。また、火災感知器、消火栓、水噴霧設備等の更新を行う。

ハ 電気設備

受配電設備、自家発電設備等の維持及び定期点検の実施による保守整備を行う。また、受配電設備、遠方監視制御設備及び情報板設備の更新並びに照明設備の L E D 化等を行う。

ニ 通信施設

I T V 設備、非常電話設備、移動無線電話設備等の維持及び定期点検実施による保守整備を行う。また、移動無線電話設備、ラジオ再放送設備、I T V 設備の更新を行う。

ホ 計量計測施設

交通量計測設備、V I 計、C O 計等の維持及び定期点検実施による保守整備を行う。また、交通量計測設備、車高計、V I 計、C O 計の更新を行う。

へ 排水施設

排水ポンプ等の維持及び定期点検の実施による保守整備を行う。また、排水ポンプ、弁類、ポンプ制御盤等の更新を行う。

ト エレベーター施設

エレベーターの維持及び定期点検実施による保守整備を行う。また、エレベーター等の更新を行う。

チ クレーン施設

換気機器整備用クレーンの維持及び定期点検実施による保守整備を行う。また、クレーンの更新を行う。

3 収支予算の明細

収支予算の明細のうち、平成17年10月1日以降の維持及び修繕に関する工事に要する費用（以下「維持修繕費」という。）並びに管理及び料金の徴収に伴う事務取扱費等（以下「管理費用」という。）の年度別見積額は下表のとおりである。

その内訳及び算出基礎は別添資料（1）及び（2）のとおりである。

（単位：千円）

年数	年 度	維持修繕費	管理費用	合 計
	平成17年度※1	343,089	184,465	527,553
1	平成18年度	664,879	367,725	1,032,603
2	平成19年度	556,348	408,137	964,485
3	平成20年度	2,503,468	541,065	3,044,533
4	平成21年度	700,256	384,022	1,084,277
5	平成22年度	3,105,039	501,265	3,606,304
6	平成23年度	458,391	314,930	773,321
7	平成24年度	489,131	295,430	784,561
8	平成25年度	463,213	267,379	730,592
9	平成26年度	1,862,511	502,341	2,364,851
10	平成27年度	3,927,006	570,056	4,497,062
11	平成28年度	2,183,119	444,254	2,627,373
12	平成29年度	2,373,843	445,413	2,819,256
13	平成30年度	450,476	284,468	734,945
14	平成31年度/令和1年度	513,918	298,277	812,195
15	令和2年度	470,022	337,846	807,869
16	令和3年度	357,264	285,331	642,595
17	令和4年度	522,922	299,664	822,585
18	令和5年度	831,786	317,014	1,148,800
19	令和6年度	556,858	290,842	847,700
20	令和7年度	1,130,670	411,632	1,542,302
21	令和8年度	638,184	451,633	1,089,817
22	令和9年度	2,147,182	416,200	2,563,382
23	令和10年度	1,980,795	444,649	2,425,444
24	令和11年度	2,640,902	498,735	3,139,637
25	令和12年度	678,914	774,930	1,453,844
26	令和13年度	1,324,977	759,045	2,084,022
27	令和14年度	448,612	735,740	1,184,352
28	令和15年度	1,268,690	708,845	1,977,535
29	令和16年度	3,111,584	682,404	3,793,988
30	令和17年度	3,307,938	773,128	4,081,067
31	令和18年度	398,762	869,949	1,268,711
32	令和19年度	876,578	837,869	1,714,447
33	令和20年度	941,427	816,021	1,757,448
34	令和21年度	871,553	794,104	1,665,657
35	令和22年度	404,655	760,448	1,165,103
36	令和23年度	559,081	718,873	1,277,954
37	令和24年度	548,541	679,338	1,227,878
38	令和25年度	548,222	671,966	1,220,188
39	令和26年度	2,430,224	669,985	3,100,210
40	令和27年度※2	1,130,267	333,005	1,463,272

※1 平成17年10月1日から令和7年3月31日までは実績額

※2 令和7年4月1日から令和27年9月30日までは見積額

4 料金の額及びその徴収期間

(1) 料金の額

1回の通行に係る料金の額は、次の①から③に掲げる表の額（単位：円）に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税（以下「消費税」という。）の税率とその率に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税（以下「地方消費税」という。）の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値（以下「消費税率」という。）を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

① 令和8年5月31日まで

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
97.088	142.858	194.175	238.096	380.953	20.000

② 令和8年6月1日から西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
145.455	209.091	272.728	336.364	545.455	20.000

③ 西日本高速道路株式会社が別に定める日以降

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
190.910	272.728	354.546	445.455	718.182	27.273

(注) 上表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」及び「軽車両等」とあるのは、それぞれ別表の自動車の車種区分をいう。

(2) 割引制度

① 回数券割引

イ 割引をする自動車

回数券により本道路を通行する全自動車。

ロ 割引率

割引率は20パーセント以下とする。

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

② 障害者割引

イ 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は西日本高速道路株式会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本

高速道路株式会社が別に定めるもの。

- (ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場
合に限る。

また、上記（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、西日本高速道路株式会社が別に定めるものについては、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

（注）上記において、「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」という。）が公告したETCシステム利用規程第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は6会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

（3）有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

本道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(4) 料金の徴収期間

平成17年10月1日から令和27年9月30日までとする。

別表

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車と連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車と連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヰ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
軽車両等	レ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車
	ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	ツ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車